

滋賀県淡水真珠振興計画の原案および意見・情報の募集について

I. 経過

- ・平成 28 年 6 月 7 日に「真珠の振興に関する法律」が成立。
- ・同法第 2 条に基づき平成 29 年 6 月 1 日に「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を国が策定。

II. 県計画

- ・法第 3 条において都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができると規定。

III. 現状と課題

- ・琵琶湖産淡水真珠は昭和 40 年代、50 年代に生産量は 6,000kg、生産額が 40 億円を超え、輸出も盛んで「ビワパール」として海外にも知られていた。
- ・昭和 60 年以降、母貝の成長不良等で生産量が急減。
- ・近年、平成 24 年には 11kg まで減少したものが、平成 28 年には 28kg に達し、生産量に回復の兆しがみられる。
- ・琵琶湖産淡水真珠は本県ならではの地域資源として地域の活性化に大きく貢献する産業価値を有することから、本県真珠産業の再興と維持発展を図る必要がある。

IV. スケジュール

平成 29 年 10 月	常任委員会へ基本的事項説明
10~11 月	原文作成、庁内調整 関係者の意見聴取
11 月	常任委員会へ計画素案提示
11~12 月	庁内関係課および各市町へ意見照会
12 月	常任委員会へパブリックコメント案提示
平成 30 年 1 月	パブリックコメント
3 月	常任委員会へパブリックコメント等結果報告および 計画案提示
3 月末	計画策定公表

「滋賀県淡水真珠振興計画（原案）」の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠が養殖が成功したことにより端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。
- 昭和40年代には生産量が6,000kgを超えたが、その後、急激に生産が減少した。
- 近年、漁場環境の改善等により、回復の兆しが見られる。
- 平成28年6月に「真珠の振興に関する法律」が制定され、都道府県は振興計画を定めることができる。
- 琵琶湖産淡水真珠は本県ならではの地域資源として地域活性化に貢献する産業価値を有しており、真珠産業の再興と維持発展を図るため真珠産業の振興計画を定める。

2 計画の期間 平成30年度から平成32年度までの3年間

II 現状と課題

- 琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,241kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。
- 当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛ん。
- 昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減。
- 近年、漁場改善の取組などにより、生産量は回復傾向(H24:11kg→H28:28kg)。
- 母貝の安定供給や漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成が課題。

1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

III 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

(1) 真珠生産者の経営の安定

- 真珠養殖業者および真珠販売業者等の組織化
- 真珠関係者における課題と情報の共有
- 生産における協業化によるコスト低減と品質の向上

(2) 真珠の生産性および品質の向上の促進

- 真珠母貝の安定供給
- 漁場の効率的利用
- 生産者と販売者が連携した品質の向上

(3) 漁場の調査等状況の把握

- 漁場環境のモニタリング

(4) 漁場の維持または改善

- 水草の異常繁茂の防止（湖底耕耘と水草除去）

(5) 加工および流通の高度化

- 認知度の向上とブランドの確立
- 産地情報の収集と表示
- 商標の選定と活用

(6) 研究開発の推進等

- 高品質な母貝の生産にかかる技術開発

(7) 人材の育成および確保

- 新規就業者の確保と指導者への支援

2 真珠の需要の促進のための施策に関する事項

- 品質と魅力のPR
- 展示会等の開催支援
- 真珠生産現場等での体験型催事の開催
- 母貝殻の利活用

3 平成32年度の指標とする目標

滋賀県淡水真珠振興計画（原案）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の真珠養殖業は、昭和5年に琵琶湖固有種のイケチョウガイを利用した淡水真珠養殖が成功したことに端を発し、幾多の人々の挑戦と努力の積み重ねによって確立された。

琵琶湖産淡水真珠は昭和40年代には、生産量が6,000kgを超えるまでに盛んとなったが、その後、漁場環境の悪化などにより、急激に生産が減少し、本県淡水真珠養殖業の存続が危ぶまれるまでに低迷してきた。

しかし、近年、琵琶湖産淡水真珠の生産量は、漁場環境の改善等により回復の兆しが見られるようになっている。

このような状況の中、真珠産業の健全な発展および心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、平成28年6月に「真珠の振興に関する法律」が制定された。同法は真珠の生産、加工、流通または販売の事業および真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定め、都道府県は基本方針に即し、振興計画を定めることができるとされている。

琵琶湖産淡水真珠は、本来、本県ならではの地域資源として地域の活性化に大きく貢献する産業価値を有するものであり、現在、その生産に回復傾向があることから、本県真珠産業の再興と維持発展を図るため、同法に基づき、本県の真珠産業の振興計画を定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする。

II 琵琶湖産淡水真珠養殖の現状と課題

琵琶湖産淡水真珠は、母貝の外套膜に細胞のみを手術することで得られる無核真珠に加え、母貝ボディに挿殻する有核真珠の生産により、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。その生産量は昭和45年に6,000kgを超え、昭和55年には生産額が4041億円に達し隆盛を誇るに至った。

昭和60年以降、イケチョウガイ資源の減少や飼育中の母貝の成長不良や生残率低下による生産の停滞に加え、外国産真珠の市場参入による競争の激化に

より、本県真珠産業の存続が危ぶまれる状況となった。

しかし、近年では県と関係者の連携のもと異常大量繁茂した水草の刈り取りといった漁場改善の取組などにより、イケチョウガイの成長が回復するようになり、平成24年に11kgだった本県の真珠生産量は、平成28年には28kgと回復傾向にあるとともに、県内外に琵琶湖産淡水真珠に関する関心が高くなっている。

このような状況を受けて本県真珠産業を再興し持続的に発展させるためには、母貝の安定生産体制の整備や漁場環境の維持・改善が課題となっている。

また、生産真珠の高品質化や真珠核を母貝に埋め込む作業などの真珠の施術に熟練した技術者の育成も重要な課題となっている。

III 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

1. 真珠産業の振興のための施策に関する事項

(1) 真珠生産者の経営の安定

- ・琵琶湖産淡水真珠養殖業者の経営の安定に資するため、本県の真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者および琵琶湖産淡水真珠販売業者の組織化を図り、真珠生産の技術的かつ商業的課題についての情報共有を促進するとともに、琵琶湖産淡水真珠産業の再興に資する取り組み取組を推進する。
- ・真珠生産の協業化等による生産コストの低減および品質の向上を促進し、真珠生産額の向上を図る。

(2) 真珠の生産性および品質の向上の促進

- ・琵琶湖産淡水真珠の生産性および品質の向上を期するため、真珠母貝の安定供給に資する取り組み取組および真珠養殖漁場の効率的利用を促進する。
- ・真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者および琵琶湖産淡水真珠販売業者が連携した品質向上の取り組み取組を促進する。

(3) 漁場の調査等状況の把握

- ・真珠養殖業者が天然水域に存する漁場において営まれていることから、真珠養殖漁場において継続した漁場環境モニタリングを進める。
- ・真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対する速やかなモニタリング結果の情報提供に努める。

(4) 漁場の維持または改善

- ・真珠養殖および真珠母貝養殖の漁場の生産性を低下させる要因である水草の異常大量繁茂を防止するため、湖底耕耘や水草除去等の取り組み取組を推進する。

(5) 加工および流通の高度化

- ・琵琶湖産淡水真珠産業の持続的発展を期するため、琵琶湖産淡水真珠の認知度の向上とブランドの確立に向けた取り組み取組を推進する。
- ・真珠の生産、加工から流通にかかる産地情報および加工履歴情報等の収集方法について検討を行う。
- ・原産地証明等の品質表示および商標の選定とその活用を促進する。

(6) 研究開発の推進等

- ・真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者により生産される真珠および真珠母貝の歩留りと品質の向上に資するため、高品質な真珠母貝の作出および生残率の向上や安定供給にかかる技術開発を推進する。

(7) 人材の育成および確保

- ・琵琶湖産淡水真珠の生産に携わる担い手の確保が本県真珠産業の維持発展に欠かせないことから、新規就業者の確保にかかる取り組み取組を推進する。
- ・真珠生産技術の伝承を図るため、後継者を育成する指導者への支援に努める。

2. 真珠の需要の増進のための施策に関する事項

- ・琵琶湖産淡水真珠の需要を増進するため、その品質と魅力についてのPRに努めるとともに、本県真珠関係業者による展示会等の催事への出展を促進する。
- ・県内の消費者のみならず外国人を含めた観光客等を対象に消費を訴求するため、真珠生産および漁場保全活動等についての体験機会の創出を促進する。
- ・真珠母貝の貝殻が真珠層に覆われ、かつてはボタン等の工芸品に使用されていたことから、貝殻の有効活用に関する取り組み取組を促進するなど、異業種と連携した琵琶湖産淡水真珠の利活用を促進する。

3. 平成32年度の目標とする指標

指標	現状（H28）	目標（H32）
淡水真珠生産量	28kg	50kg

滋賀県淡水真珠振興計画（原案）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の真珠養殖業は、昭和 5 年に琵琶湖固有種のイケチョウガイを利用した淡水真珠養殖が成功したことに端を発し、幾多の人々の挑戦と努力の積み重ねによって確立された。

琵琶湖産淡水真珠は昭和 40 年代には、生産量が 6,000kg を超えるまでに盛んとなったが、その後、漁場環境の悪化などにより、急激に生産が減少し、本県淡水真珠養殖業の存続が危ぶまれるまでに低迷してきた。

しかし、近年、琵琶湖産淡水真珠の生産量は、漁場環境の改善等により回復の兆しが見られるようになっている。

このような状況の中、真珠産業の健全な発展および心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、平成 28 年 6 月に「真珠の振興に関する法律」が制定された。同法は真珠の生産、加工、流通または販売の事業および真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定め、都道府県は基本方針に即し、振興計画を定めることができるとされている。

琵琶湖産淡水真珠は、本来、本県ならではの地域資源として地域の活性化に大きく貢献する産業価値を有するものであり、現在、その生産に回復傾向があることから、本県真珠産業の再興と維持発展を図るため、同法に基づき、本県の真珠産業の振興計画を定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とする。

II 琵琶湖産淡水真珠養殖の現状と課題

琵琶湖産淡水真珠は、母貝の外套膜に細胞のみを手術することで得られる無核真珠に加え、母貝ボディに挿殻する有核真珠の生産により、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。その生産量は昭和 45 年に 6,000kg を超え、昭和 55 年には生産額が 41 億円に達し隆盛を誇るに至った。

昭和 60 年以降、イケチョウガイ資源の減少や飼育中の母貝の成長不良や生残率低下による生産の停滞に加え、外国産真珠の市場参入による競争の激化に

より、本県真珠産業の存続が危ぶまれる状況となつた。

しかし、近年では県と関係者の連携のもと大量繁茂した水草の刈り取りといった漁場改善の取組などにより、イケチヨウガイの成長が回復するようになり、平成24年に11kgだった本県の真珠生産量は、平成28年には28kgと回復傾向にあるとともに、県内外に琵琶湖産淡水真珠に関する関心が高くなっている。

このような状況を受けて本県真珠産業を再興し持続的に発展させるためには、母貝の安定生産体制の整備や漁場環境の維持・改善が課題となっている。

また、生産真珠の高品質化や真珠核を母貝に埋め込む作業などの真珠の施術に熟練した技術者の育成も重要な課題となっている。

III 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

1. 真珠産業の振興のための施策に関する事項

(1) 真珠生産者の経営の安定

- ・琵琶湖産淡水真珠養殖業者の経営の安定に資するため、本県の真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者および琵琶湖産淡水真珠販売業者の組織化を図り、真珠生産の技術的かつ商業的課題についての情報共有を促進するとともに、琵琶湖産淡水真珠産業の再興に資する取組を推進する。
- ・真珠生産の協業化等による生産コストの低減および品質の向上を促進し、真珠生産額の向上を図る。

(2) 真珠の生産性および品質の向上の促進

- ・琵琶湖産淡水真珠の生産性および品質の向上を期するため、真珠母貝の安定供給に資する取組および真珠養殖漁場の効率的利用を促進する。
- ・真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者および琵琶湖産淡水真珠販売業者が連携した品質向上の取組を促進する。

(3) 漁場の調査等状況の把握

- ・真珠養殖業が天然水域に存する漁場において営まれていることから、真珠養殖漁場において継続した漁場環境モニタリングを進める。
- ・真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対する速やかなモニタリング結果の情報提供に努める。

(4) 漁場の維持または改善

- ・真珠養殖および真珠母貝養殖の漁場の生産性を低下させる要因である水草の

大量繁茂を防止するため、湖底耕耘や水草除去等の取組を推進する。

(5) 加工および流通の高度化

- ・琵琶湖産淡水真珠産業の持続的発展を期するため、琵琶湖産淡水真珠の認知度の向上とブランドの確立に向けた取組を推進する。
- ・真珠の生産、加工から流通にかかる産地情報および加工履歴情報等の収集方法について検討を行う。
- ・原産地証明等の品質表示および商標の選定とその活用を促進する。

(6) 研究開発の推進等

- ・真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者により生産される真珠および真珠母貝の歩留りと品質の向上に資するため、高品質な真珠母貝の作出および生残率の向上や安定供給にかかる技術開発を推進する。

(7) 人材の育成および確保

- ・琵琶湖産淡水真珠の生産に携わる担い手の確保が本県真珠産業の維持発展に欠かせないことから、新規就業者の確保にかかる取組を推進する。
- ・真珠生産技術の伝承を図るため、後継者を育成する指導者への支援に努める。

2. 真珠の需要の増進のための施策に関する事項

- ・琵琶湖産淡水真珠の需要を増進するため、その品質と魅力についてのPRに努めるとともに、本県真珠関係業者による展示会等の催事への出展を促進する。
- ・県内の消費者のみならず外国人を含めた観光客等を対象に消費を訴求するため、真珠生産および漁場保全活動等についての体験機会の創出を促進する。
- ・真珠母貝の貝殻が真珠層に覆われ、かつてはボタン等の工芸品に使用されていたことから、貝殻の有効活用に関する取組を促進するなど、異業種と連携した琵琶湖産淡水真珠の利活用を促進する。

3. 平成32年度の目標とする指標

指標	現状（H28）	目標（H32）
淡水真珠生産量	28kg	50kg